その端数を四捨五入する。）」を加え、同号８中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号９中「平成二十年度繰出基準」を「平成二十一年度繰出基準」に、「充てるため平成二十年度及び平成二十一年度」に改め、同号10中「第二条」を「第二条第一項」に、「当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人」を「都道府県公営企業型地方独立行政法人」に改め、同号16中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号17中「0.618」を「0.826」に、「0.533」を「0.669」に、「0.85」を「0.79」に、「1.69」を「1.70」に、「0.80」を「0.75」に、「10,746」を「8,911」に、「9,274」を「7,364」に、「0.157」を「0.193」に、「11,300」を「12,200」に改め、同号17算式ウの符号中「「平成19年度国民健康保険療養給付費等負担（補助）金、老人保健医療費拠出金負担（補助）金及び介護納付金負担（補助）金の事業実績報告について」（平成20年６月５日付け保国発第060551号。以下この条において「平成19年度事業実績報告」という。）に定める「様式第１　市町村「平成19年度国民健康保険療養給付費負担（補助）金実績額調書」」のうち「２．療養給付費（老人・介護）負担（補助）金の額に関する調」中「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値、「平成19年度事業実績報告」に定める「様式第６（その１）　平成19年度療養給付費（老人・介護）負担（補助）金対象費用額内訳表（市町村（全体分））」のうち「３．老人保健医療費拠出金　概算医療費拠出金の額（平成19年度単年度分）［41］」欄の数値から社会保険診療報酬支払基金が各市町村保険者に通知した「平成18年度退職医療交付金交付申請金額計算書」のうち「⑤本年度退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額」の算出計算内訳中「ｆ本年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額」欄の数値を控除した数値及び「平成19年度事業実績報告」に定める「様式第６（その１）　平成19年度療養給付費（老人・介護）負担（補助）金対象費用額内訳表（市町村（全体分））」のうち「４．介護納付金合計［51］」欄の数値の合算値から、「平成19年度事業実績報告」に定める「様式第９（その１）平成19年度療養給付費（老人・介護）負担（補助）金対象費用額算出表（市町村（全体分））」のうち「保険基盤安定繰入金の１／２［33］」欄の数値及び「平成19年度事業実績報告」に定める「様式第９（その１）平成19年度療養給付費（老人・介護）負担（補助）金対象費用額算出表（市町村（全体分））」のうち「平成17年度指定市町村に係る基準超過費用額［34］」欄の数値の合算値を控除した数値」を「「平成20年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成21年５月22日付け保国発第0522001号。以下この条において「平成20年度事業実績報告」という。）に定める「様式第１　市町村「平成20年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」」のうち「２．療養給付費等負担（補助）金の額に関する調」中「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「様式第９（その１）平成20年度療養給付費等負担金対象費用額算出表（市町村（全体分））」のうち「保険基盤安定繰入金の１／２［33］」欄の数値及び「平成18年度指定市町村に係る基準超過費用額［34］」欄の数値並びに「様式第６－Ｂ　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「７．前期高齢者に係る額　①本年度退職被保険者等に係る額」のうち「調整対象基準額［60］」欄の数値の合算値を控除した数値、「様式第６－Ｂ　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「７．前期高齢者に係る額　③前期高齢者納付金内訳」のうち「合計［66］」欄の数値から「７．前期高齢者に係る額　②前期高齢者交付金内訳」のうち「合計［64］」欄の数値を控除した数値並びに「様式第10　平成20年度療養給付費等負担金算出表（市町村）」中「２．負担金内訳　⑵老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「２．負担金内訳　⑶後期高齢者医療費支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［22］」欄の数値、「２．負担金内訳　⑷介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［28］」欄の数値及び「２．負担金内訳　⑸病床転換支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値」に、「0.94819948」を「1.03344031」に改め、同号18中「「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令第１条第二項による調製様式及び提出期日について」に基づき調製された前年度の」を「前年度の」に改め、同項第七号１中「3.703」を「3.464」に、「13.188」を「12.925」に改め、同項第八号３中「0.0292」を「0.0265」に、「0.0094」を「0.0085」に、「12.5481」を「11.3462」に改め、同号７中「0.0218」を「0.0143」に、「0.0139」を「0.0091」に、「0.0020」を「0.0013」に改め、同項第九号１中「六一・八八九」を「五一・九八四」に、「二、七六八・七」を「二、三三五・六」に、「三三五・七」を「二七三・六」に改め、同号２及び３を削り、同表市町村の項第１号中「726」を「718」に改め、同項第二号算式を次のように改める。

算式	$\dfrac{\mathrm{B}\times 6.27+\mathrm{C}\times 9.47+\mathrm{D}\times 12.79+\mathrm{E}\times 12.79+\mathrm{F}\times 15.86}{+\mathrm{G}\times 15.86+\mathrm{H}\times 19.50+\mathrm{I}\times 19.50+\mathrm{J}\times 37.86+\mathrm{K}\times \mathrm{A}}$ $15.52+\mathrm{L}\times 28.40+\mathrm{M}\times 28.40+\mathrm{N}\times 24.23+\mathrm{O}\times 24.23$

第九条第１項の表市町村の項第三号中「0.518」を「0.498」に、「$\sum_{n=54}^{7}$」を「$\sum_{n=55}^{7}$」に改め、同項第四号１中「一三九・〇五」を「一三〇・〇五」に改め、同号４算式及び算式の符号を次のように改める。

算式	$\dfrac{1}{43{,}400\times \mathrm{A}}\times\left(352\times \mathrm{A}+75{,}672\times \mathrm{B}+528\times \mathrm{C}\right)$
算式の符号	Ａ　測定単位の数値 Ｂ　当該市町村における「第63回被保護者全国一斉調査及び第57回医療扶助実態調査」によつて厚生労働省に報告された「第５表教育扶助受給人員」のうち小学校に係る数 Ｃ　当該市町村における「平成21年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された「学校給食実施状況調査総括票」の表側「小学校　完全給食」、表頭「学校給食実施人員　児童・生徒・幼児数　公立」欄の数、表側「小学校　補食給食」、表頭「学校給食実施人員　児童・生徒・幼児数　公立」欄の数及び表側「小学校　ミルク給食」、表頭「学校給食実施人員　児童・生徒・幼児数　公立」欄の数を合算した数

第九条第１項の表市町村の項第五号中「一三九・〇五」を「一三〇・〇五」に、「一四九・一一」を「一三三・一一」に、「41,100」を「43,400」に、「38,300」を「42,400」に、「212」を「352」に、「628」を「1,046」に、「47,860」を「75,672」に、「72,724」を「113,316」に、「319」を「528」に、「431」を「709」に改め、同項第六号中「763」を「772」に、「282」を「285」に、「43」を「47」に、「169」を「173」に、「168」を「178」に、「65」を「72」に、「116」を「120」に、「135」を「141」に、「68」を「74」に、「108」を「115」に、「129」を「133」に改め、同項第七号１中「1.029」を「1.060」に、「0.988」を「0.974」に、同項第七号４中「被生活保護者数」を「被生活保護者等の数」に改め、同項第八号１を次のように改める。

八　福祉社会費	人口	１　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ又は算式エの算式であつて、算式オにより算定した人口（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。 算式ア　$\dfrac{\alpha\times \mathrm{B}\times 100}{\mathrm{A}}$